

学校法人 滋賀学園 寄附行為

制定 昭和 44 年 10 月 28 日
改正 昭和 51 年 3 月 8 日
昭和 58 年 11 月 1 日
平成 元年 12 月 22 日
平成 2 年 3 月 13 日
平成 5 年 12 月 21 日
平成 9 年 3 月 19 日
平成 10 年 9 月 16 日
平成 11 年 3 月 27 日
平成 13 年 8 月 21 日
平成 14 年 11 月 1 日
平成 17 年 8 月 9 日
平成 20 年 8 月 5 日
平成 20 年 10 月 31 日
平成 20 年 11 月 9 日
平成 23 年 5 月 28 日
平成 24 年 1 月 31 日
平成 25 年 3 月 27 日
平成 26 年 3 月 29 日
平成 27 年 3 月 28 日
平成 29 年 4 月 1 日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人滋賀学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県東近江市建部北町 520 番地の 1 に置く。

第2章 目的及び事業

以下、同じ。)又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。)の任期は、4年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第9条 理事または監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が、次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1)法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2)心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3)職務上の業務に著しく違反したとき。

(4)役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1)任期の満了。

(2)辞任。

(3)学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長(及び常務理事)以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣（県知事）に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第 16 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が、第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。

- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 17 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 18 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(顧問)

第 19 条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本法人に特別の功労があつた者のうちから、理事会が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の業務について、理事長の諮問に答える。
- 4 顧問は、理事会及び評議員会に随時出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、13名以上17名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面によって通知しなければならない。
ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要す

る場合は、この限りではない。

- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集した評議員全員が、連名で評議員会を招集することができる。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の評議員の出席がなければ、会議を開き、議決することはできない。ただし、当該事項について、書面をもって、あらかじめ意志を表示したものは、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は出席した評議員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(議事録)

第21条 第18条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中の「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務及び財産の状況ならびに役員の業務執行の状況について、役員からの報告を聴取し、役員に対して意見を述べ、又は役員からの諮問にこたえることができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) びわこ学院大学の学長

- (2) 滋賀学園高等学校の校長
 - (3) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者 4名
 - (4) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上の者のうちから、理事会において選任された者 2名
 - (5) 評議員から選任された理事以外の理事 1名以上 2名以内
 - (6) この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、前五号に規定する評議員の過半数により選任された者 4名以上 7名以内
- 2 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する評議員は、この法人の設置する学校の学長、校長、職員及び理事の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第 25 条 第 10 条の規定は、評議員において準用する。

(任期)

第 26 条 評議員（学長、校長及び職員たる評議員を除く。）の任期は、4 年とする。

ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 27 条 評議員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

第5章 資産及び会計

(資産)

第 28 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産ならびに運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、または、これに要

する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来、基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産はこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決によって、確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または、権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後、二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後、二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 37 条 この法人は毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 16 条第 3 号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 38 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第 40 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号の理由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 41 条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散時における理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決によって、学校法人または教育の事業を行う公益法人のうちから選定した者に帰属する。

(合併)

第 42 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の 3 分の

2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類と帳簿を、常に各事務所に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿と履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿と証ひょう書類
- (4) その他の必要な書類と帳簿

(公示の方法)

第45条 この法人の公告は、滋賀学園掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第46条 この寄附行為の施行についての細則、その他、この法人及び法人の設置する学校の運営に関する必要事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、滋賀県知事の認可の日(昭和44年10月28日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	森 はな	滋賀県八日市市市辺町1932番地
理事	西 堀 武	滋賀県八日市市清水3丁目1-35
理事	田 原 権 平	滋賀県八日市市土器町784番地
理事	込 山 昌 三	滋賀県八日市市建部塚町32番地
理事	森 亘	滋賀県八日市市市辺町1932番地
理事	小梶三右衛門	滋賀県八日市市栄町3番32号
監事	黒 瀬 正 三	滋賀県八日市市市辺町1946番地

監事 植村 銑三 滋賀県八日市市中野町 1132 番地の 11

附 則

この寄附行為は、滋賀県知事の認可の日（昭和 51 年 3 月 8 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、滋賀県知事の認可の日（昭和 58 年 11 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年 12 月 22 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 2 年 3 月 13 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 5 年 12 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 3 月 19 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 11 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 13 年 8 月 21 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 14 年 11 月 1 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 17 年 8 月 9 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 20 年 8 月 5 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 20 年 10 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（滋賀文化短期大学の存続に関する経過措置）

滋賀文化短期大学は、改正後の寄附行為第 4 条にかかわらず平成 21 年 3 月 31 日に当該短期大学に在籍する者が当該短期大学に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 23 年 5 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 24 年 1 月 31 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 25 年 3 月 27 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成 26 年 3 月 29 日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 びわこ学院大学附属幼稚園を卒業した者は第 4 条第 5 号に規定するびわこ学院大学附属こども園あつぷるを卒業した者とみなす。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。